

商品概要説明書

特別金利型定期貯金「夏 SUNSUN」 （スーパー定期 複利型）

（令和 7 年 6 月 17 日現在）

1. 商品名（愛称）	○スーパー定期貯金（複利型） 愛称：夏 SUNSUN
2. 販売対象 (1) 対象者 (2) 対象資金	○個人の方で、以下のいずれかに該当する方 ・組合員またはその同居のご家族 ・新たに出資をお申込みいただける方 ・当 J A へ給与または年金振込のある方 ・当 J A でローン契約のある方 ○令和 7 年 5 月 16 日（金）以降に確認できた以下のいずれかの新規預入資金 ・他金融機関から振込された資金 ・他金融機関から預け入れされた資金 ・振込された共済資金（満期金・解約金等） ・当 J A 給与振込者のボーナス資金
3. 取扱期間及び 募集金額	○令和 7 年 6 月 17 日（火）～令和 7 年 8 月 29 日（金） ○募集金額 200 億円（「夏 SUNSUN」 1 年・3 年・5 年の合算） ※但し、募集金額に達した場合その時点で募集を終了させていただく場合があります。
4. 預入期間	○3 年、5 年（定型方式） ※預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）のお取扱いができます。
5. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○一括預入 ○一契約あたり 10 万円以上～1,000 万円未満 ○1 円単位
6. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。 ○一部支払いの取扱いができます。預入日（または継続日）の 1 か月後の応答日以後に、1 万円以上 1 円単位で、当 J A の中途解約利率により一部支払いが可能です。（ただし、一部支払い後の定期貯金残高が 10 万円以上必要です。）
7. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の 入手方法	○以下のとおり預入時の約定利率を満期日まで適用します。 期間 3 年：年 0.650%（税引後 年 0.517%） 期間 5 年：年 0.750%（税引後 年 0.597%） なお、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる場合は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。満期日（自動継続時）以降の金利は、店頭表示利率となり特別金利とはなりませんのでご了承ください。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 6 か月ごとに複利計算をします。 ○20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。

8. 付加できる 特約事項	○自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ○マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）のお取扱いができます。 ○通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
9. 中途解約時の 取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により 6 か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 （1）預入期間を、3 年の定型方式とした場合 ① 6 か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 ② 6 か月以上 1 年未満 ……… 約定利率 × 4 0 % ③ 1 年以上 1 年 6 か月未満 … 約定利率 × 5 0 % ④ 1 年 6 か月以上 2 年未満 … 約定利率 × 6 0 % ⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満 … 約定利率 × 7 0 % ⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満 … 約定利率 × 9 0 % （2）預入期間を、5 年の定型方式とした場合 ① 6 か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 ② 6 か月以上 1 年未満 ……… 約定利率 × 3 0 % ③ 1 年以上 1 年 6 か月未満 … 約定利率 × 4 0 % ④ 1 年 6 か月以上 2 年未満 … 約定利率 × 5 0 % ⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満 … 約定利率 × 6 0 % ⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満 … 約定利率 × 7 0 % ⑦ 3 年以上 4 年未満 …………… 約定利率 × 8 0 % ⑧ 4 年以上 5 年未満 …………… 約定利率 × 9 0 %
10. 貯金保険制度 （公的制度）	○保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 各支店または本店金融部金融推進課（電話：054-646-5102）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 本店金融部金融推進課または J A バンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。）
12. その他参考と なる事項	○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ○当商品は、A T M、インターネットバンクでのお取扱いはしていません。 ○他の金利優遇定期貯金等との併用はできません。 ○金利環境の変化等により、適用金利が変更となる場合や、お取扱いを中止させていただく場合があります。

詳しくは窓口にお問合せください。

J A おおいがわ